議案第12号

財産の貸付について

次のとおり財産を貸し付けるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

- 1 貸し付ける財産
- (1) 建物(旧今井家住宅主屋)

所 在 佐倉市新町字仲町北側48番地1

構 造 木造平屋建て

延床面積 96.61平方メートル

建築年 明治22年頃

(2) 建物(旧今井家住宅土蔵)

所 在 佐倉市新町字仲町北側48番地1

構 造 木造地上2階建て

延床面積 41.52平方メートル

建築年 明治25年

(3) 建物に附属する土地

所 在 佐倉市新町字仲町北側48番地1及び48番地3

地 目 宅地

面 積 840.15平方メートル

2 貸し付ける相手方

佐倉市坂戸1075-1-1

合同会社 ZAIRAI 代表社員 寺 尾 卓 也

3 貸付の目的

1の財産において、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した事業(2の相手方が建物の改修工事等を行った上で飲食店営業等(以下「営業」という。)を行うものをいう。)を実施することにより、地域の活性化及び産業の振興を図ること。

4 無償で貸し付ける期間

貸付期間のうち令和7年2月1日から令和8年1月31日又は営業の開始の日(以下「営業開始日」という。)の前日のいずれか早い日までの期間

令和6年11月25日提出

佐倉市長 西田三十五